

## 善通寺市勤労青少年ホーム条例の廃止（案）の概要について

### 1 経緯

善通寺市勤労青少年ホームは、「勤労青少年福祉法」に基づき勤労青少年の福祉の増進を図る施設として、昭和60年4月に善通寺市総合会館内に設置され36年が経過しました。根拠法である勤労青少年福祉法は、平成27年に「青少年の雇用の促進等に関する法律」に改正されるとともに根拠条文が削除されました。

### 2 趣旨

善通寺市勤労青少年ホームは、勤労青少年の健全な育成及び福祉の増進を図るため、レクリエーション、クラブ活動その他余暇に行われる活動のための便宜を供与する等福祉に関する事業を総合的に行う目的として機能してきましたが、これまでににおいて設置当初の目的を果たしたものと考えられます。社会情勢の変化に伴い利用者が減少したことや他の公共施設においても活動が可能であることから令和3年3月末をもって廃止するものです。

### 3 施行日

令和3年4月1日